

様式第5号（第4条関係）

拡声機による商業宣伝放送の届出書

年 月 日

(あて先) 高 崎 市 長

住 所

ふりがな
使用届出者

氏 名

高崎市公害防止条例第10条の2の規定により、次のとおり届出します。

使 用 者	住 所		
	氏 名 (法人名)		
宣 伝 す る 方 法		自動車・屋外施設の拡声機・携帯マイク・その他（ ）	
自 動 車 の 種 類		登録番号	
拡 声 機 の 数		基	
宣 伝 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで	
宣 伝 時 間		前 時 分 ～ 前 時 分 午 後 午 後	
責 任 者 住 所 氏 名			電話番号
遵 守 事 項		別紙のとおり	
届 出 済 印			

別 紙

拡声機による商業宣伝放送の遵守事項

- ・ 午後6時から翌日の午前8時30分まで使用禁止。
- ・ 同一場所における使用時間は5分以内とし、継続して使用する場合は、10分以上の休止時間を設ける。
- ・ 学校、保育所、病院、診療所、図書館及びその他静穏を保持する必要があると認められる施設の付近では使用禁止。
- ・ 交通が渋滞している交差点近くでは使用禁止。
- ・ 自動車に装置する拡声機は2基以内とする。
- ・ 拡声機からの音量は、音源から5メートル離れた地点において規制基準値を超えないこと。

規制基準

区域の区分	音量規制基準
第1種区域に該当する区域	55デシベル
第2種区域に該当する区域	65デシベル
第3種区域に該当する区域	70デシベル
第4種区域に該当する区域	70デシベル